

令和6年度「男女共同参画社会リーダー養成講座」

朗読とピアノで描く日本の四季

講師：馬部恵子さん

日時：令和6年6月21日（金）
午後2時～午後3時30分
（受付は午後1時30分から）

馬部恵子（ばべ けいこ）さんプロフィール

ピアノの演奏や指導だけでなく、小学校で絵本の読み聞かせを20年続ける中で、絵本のイメージに合ったオリジナル曲を作り始める。その後本格的に朗読を学び、講師の資格を取得。

ピアノで演奏しながら朗読する「朗読ピアノ」（お話の弾き語り）という独自のスタイルを確立した。

金子みすゞさんの詩や新美南吉さんのお話にピアノを添えて弾き語りしていただきます。ピアノの音色と朗読を通して性別にとらわれず、誰もが活躍できる社会の重要性を考えましょう。



参加費無料

場所：八幡人権・交流センター大ホール

定員：30人（先着順 事前申込が必要です）

申込方法：八幡人権・交流センター窓口、
電話（981-3127）、FAX（983-4545）、
ホームページの申込フォームの
いずれかでお申込みください。

※保育（1歳～就学前児）、手話通訳、要約筆記をご希望の方は
6月7日（金）までに必ず事前にお申し込みください。

❀ 昨年度の女性相談を振り返って ❀

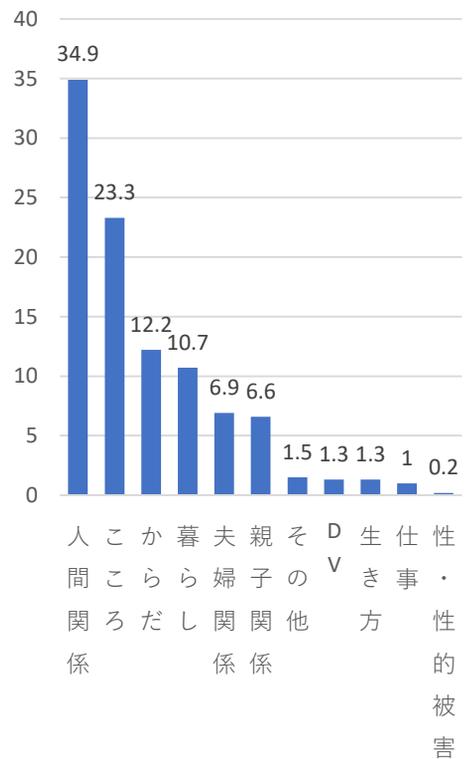
相談件数・相談内容

令和5年度の女性相談件数は昨年より196件増加し、605件でした。1カ月おおよそ50件ぐらいの相談を受け、多い月では60件の相談を受けている状況でした。

その中で、1番多い相談は『人間関係』で2番目が『こころ』、3番目が『からだ』、4番目が『暮らし』、5番目が『夫婦関係』となり、1番目と2番目の相談内容が、相談全体の58%を占めました。

<令和5年度相談状況>

① 人間関係 (友人関係・近隣との関係での悩みなど)	211人
② こころ (不安・イライラ・ストレスなど)	141人
③ からだ (病気・体調管理など)	74人
④ 暮らし (生活環境・経済状況など)	65人
⑤ 夫婦関係 (離婚・経済不安・夫の浮気など)	43人
⑥ 親子関係 (家庭の悩み・親族関係など)	39人
⑦ その他	9人
⑧ DV (カップル間で起きる暴力など)	8人
⑨ 生き方 (自分の生活・生きがいなど)	8人
⑩ 仕事 (パワハラ・仕事上の悩みなど)	6人
⑪ 性・性的被害 (セクハラ)	1人



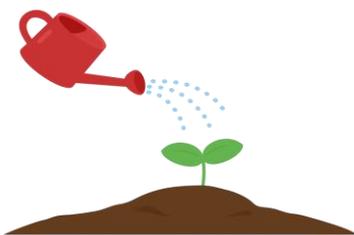
相談の形態

女性相談窓口では、女性にかかわる様々な悩みの相談をお受けしています。

一般相談と専門相談があります。

- ・一般相談は予約の必要はありません。
- ・専門相談は予約が必要です。

専門相談は女性のための女性によるカウンセリングです。自分の抱えている悩みや心の迷い、生き難さについて一緒に考えてサポートしていきます。



誰にも言えなかったことをほんの少し勇気を出して話してみませんか。

配偶者暴力防止法に基づく 保護命令制度が新しくなります。

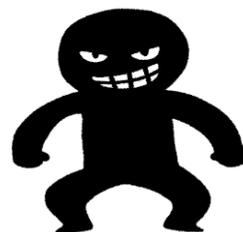
令和6年（2024年）4月1日～

保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者※に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

※「配偶者」には①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、離婚等の前に暴力を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含まれます。

重篤な精神被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します。

改正のポイント



▶精神的な暴力を受けた場合も対象になります

令和6年4月1日より配偶者から「身体的暴力または生命、身体に対する脅迫」を受けた場合だけでなく、「自由、名誉、財産に対する脅迫」を受けるなど、重篤な精神的被害を受けた場合も保護命令の対象となります。

▶接近禁止命令等の期間が長くなります

- ・ 被害者への接近禁止命令
 - ・ 被害者への電話禁止命令
 - ・ 被害者の子への接近禁止命令
 - ・ 被害者の子への電話禁止命令
 - ・ 被害者の親族等への接近禁止命令
- について、6か月間から1年間に期間が変更されました。

▶罰則がより厳しいものになります

保護命令に違反したものは、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。



女性相談窓口



女性相談窓口では、女性にかかわる様々な悩みをお受けしています。
一般と専門相談があります。気軽にお問い合わせください。



一般相談



月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

午前10時～正午

午後1時～午後5時（最終受付は午後4時まで）

面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回）

）女性からの様々なご相談に応じます。

）予約は必要ありません。



専門相談



毎月第2・4の木曜日（祝日の場合は変更）

午後1時30分～午後4時30分

面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回・50分）

（注）初めての方：初回は、面接相談になります。

）フェミニストカウンセラーが相談に応じます。

）事前に予約が必要です。（1日3名まで）

いずれの相談につきましても、ご相談者の意見を尊重し、お名前や
ご住所などを必ずお聞きするということはございません。相談内容
は秘密を厳守いたします。安心してご相談ください。

※面接相談は個室でお伺いいたします。

場所：八幡人権・交流センター
（八幡市八幡軸63番地）

TEL 075-983-1784（相談専用電話）

